

ケアプランひまわり

〈学則〉介護職員初任者研修課程

第1条（事業所の名称及び所在地）

本研修は、次の事業者が実施する

株式会社ひまわり

初任者研修事業名：ケアプランひまわり

所在地：〒510-0828 三重県四日市市石塚町 1607-1

電話：059-340-6000 Fax:059-340-6006

第2条（事業の目的）

1. 地域社会が直面している高齢化という大きな社会問題・課題に立ち向かえる人材の育成と、身体的・精神的障害や疾病を持つ高齢者に対して、質の高い介護技術、介護支援の出来る介護職員養成を行う。
2. 学生、家事従事者、社会人等につきながら短期集中通学講座により、介護事業に従事するために必要な豊かな人間性、知識と技術の習得を行う。

第3条（研修事業の名称及び実施課程及び形式）

前条の目的を達成するために、次の研修事業を実施する

名称：ケアプランひまわり

課程及び形式：介護職員初任者研修課程、通学形式

第4条（年度事業計画及び研修機関等）

平成30年度の研修事業は次の計画のとおり実施する

第1回

日程：平成30年5月1日より平成30年6月30日 募集定員：19名 合計19名

研修期間は、概ね1か月とし補講を実施する場合でも研修開始日より3か月以内とする

第5条（受講資格）

1. 性別、年齢、学歴は問わない。但し、高校生以上とする
2. 介護できる健康な心身であること

第6条（受講料）

研修を受講する受講料は、97,000円（消費税、教材費6,300円等を含む）

第7条（使用教材）

介護職員初任者研修テキスト（中央法規出版・発行）

第8条 (研修カリキュラム)

標準的カリキュラム、別添「カリキュラム」の表のとおり

第9条 (講義、演習室として使用する会場と施設名)

施設名：サービス付き高齢者向け住宅ひまわり石塚

所在地：三重県四日市市石塚町 1607-1

第10条 (講師氏名・職名)

研修を担当する講師は、別添「講師一覧表」のとおりとする

第11条 (実習施設一覧)

デイサービスセンター石塚ひまわり

訪問介護ステーション四日市ひまわり

第12条 (募集手続き及び本人確認の方法)

1. 募集手続きは次のとおりとする

① 所定の受講申込書については郵送等により配付する

② 所定の受講申込書に必要事項を記入し、郵送等で申込みをする

2. 本人確認の方法については、運転免許証、健康保険証等で確認する

第13条 (研修項目の免除)

三重県介護職員初任者研修実施要領の規定に従って科目免除を行う

(免除要件の確認書類の提出必須)

免除希望教科の受講は不要であるが、受講料の減免はないものとする

第14条 (研修修了の認定方法)

研修の全科目の受講を修了した者に対し、終了評価試験を実施する

合格基準について、A B C Dとし、C以上を合格とする

A B C Dの点数基準は、Aは80点以上、Bは70～79点、Cは60～69点、Dは60点未満とする

合格基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い基準に達するまで再評価を行う

第15条 (出席者の取り扱い)

1. 出席の確認方法については、出席簿にて行う

2. 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は、欠席とする。

また、やむ得ず欠席する場合には、必ず「欠席届」を提出するものとする

第 16 条 (補講の取り扱い)

1. 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行う事により当該科目を修了したものとみなす
2. 補講できる単位は「研修カリキュラム」の科目又は項目ごとに実施するものとする
3. 補講の受講料については、講義及び演習については1時間当たり 500 円とする。受講生が欠席した場合、科目の時間数が通信形式で実施できる上限時間の範囲内であれば、1,200 字以上のレポート課題を提出することによって出席とみなすものとする。ただし、「(1) 職務の理解」及び「(10 振り返り) 及び実技演習を実施した講座については、レポート課題を提出することによる補講は認めず、実施する実技演習の補講を受講するものとする

第 17 条 (受講の取り消し)

下記の場合、退校処分とする。その際の受講料の返金を行わないものとする

1. 学則第 12 条の内容に（他人の成りすまし等）虚偽があったと判断された場合
2. 受講生として相応しくない行為又は研修受講時の遵守事項に反し、紫陽花及び講師より再三の注意、改善勧告によるも改善の兆候がみられないと判断された場合

第 18 条 (修了証明書の交付)

第 14 条により修了と認定された者は、当社において三重県介護職員初任者研修事業者指定要綱に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する

第 19 条 (修了者の管理)

1. 当該事業所で永年保存する他、三重県知事が指定した様式に基づき知事に報告する
2. 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行は必要な場合のみとし、再発行手数料は 2,000 円とする

第 20 条 (情報を開示するホームページアドレス)

<http://www.himawari-mie.com>

第 21 条 (研修事業、執行担当部署名)

事業名：ケアプランひまわり

担当者：植田陽介

所在地：三重県四日市市石塚町 1607-1

電 話：059-340-6000 FAX059-340-6006

第 22 条（留意事項）

本研修中の研修実施施設において見聞きした個人情報やプライバシーに関しては守秘すること

（附則）

この学則は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する